

住まいの保障は 「住みいる共済」におまかせ!

家財の保障 忘れていませんか?

家を購入したとき「住まいの保障」として火災共済(保険)を掛ける人は多いのですが「家財の保障」を気にしていない人が多いようです。

保険業界の

試算による

と、30歳未満

の単身世帯で

も家の中には

『5百万円相

当』の家財が

存在している

ようです。こ

れは「再取得

価格」といっ

て、家の中に

あるもの(衣

類も含む)を

火災などで失

ったときに実

際に新品で買いそろえた場合の金額となります。

また、一般的な家庭(4人家族)でも『1千5百万

円相当』の家財があるとされています。

実際に火災で住宅を失ったとき、自治労組合員

は自治労共済「基本型」に加入していますから、見

舞金として40万円(70%以上の消失の場合)が支

払われますが、この金額で「生活の再建」はムリな

ことは言うまでもありません。

最近では、借家や公宅に入居している人も多く

なっていますが、万が一、火災や天災にあったとき、

建物は家主が再建してくれるかもしれないが、

家の中のもの(家財)は、自分で再建しなければな

りません。

もしもの時に備えて

「家財の保障」を見直そう!



「持ち家」の人も他人事ではない!

家を建てたとき「保険」に入っていないても安心はできません。最近の事例を紹介します。

【例1】ローンを設定したときに金融機関に勧められた火災保険に入ったTさん。証書を見てみると、ローン残高に対する保険だったことが明らかになりました!

2千万円のローンを組んで、数年が経ち、償還残高が1千万円になったが、加入している保険は「火災」にあった場合に償還残高(1千万円)の保障を受け取れるというもの。これでは、ローン自体は終了できますが、新しく家を建てることは遠い未来になってしまいます。

【例2】家を建てたときに長期の火災保険に加入したKさん。遠くから雷の音が聞こえたある日、家に帰るとテレビや炊飯ジャーの電源が入らなくなり、家電メーカーに修理依頼したところ「落雷による故障」と判明。この保険には「自然災害」や「家財」の保障がついていませんでした。結果、自己負担で買い替えを余儀なくされました。

☆このように、1度契約してしまつと長い期間の保障となるため「見直し」を怠っていると、大切なものを守りきれない可能性があります。

【例1】の場合には、「家」そのものに対する再取得価格に応じた保障の見直しが必要でしょう。

【例2】の場合には、不足している保障(自然災害・家財)の追加が必要でしょう。



全労済の 住みいる共済

新火災共済・新自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

☆「保障の見直し」や「新規加入」のご相談は、所属単組の『共済(自主福祉)担当者』まで。